

平成18年7月1日告示第137号の2

奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労等のため自動車運転免許の取得（以下「運転免許取得」という。）に要する費用及び身体障害者自らが使用し、又は運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造（以下「改造」という。）に要する費用の一部を助成する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、身体障害者の社会経済活動を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、奄美市とする。

(助成対象者)

第3条 事業の助成対象者は、市内に居住地を有する身体障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 運転免許取得の助成対象者 道路交通法（昭和35年法律第105号）第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者で、運転免許取得により社会参加が見込まれるもの
- (2) 改造の助成対象者 自動車運転免許証（道路交通法第84条の規定による公安委員会の運転免許証（仮免許証を除く。）をいう。）を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が、上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者で、就労等のため自らが使用し、又は運転する自動車の操向装置又は駆動装置等の一部を改造する必要があるもの

(助成金の額)

第4条 市長は、助成対象者に対し運転免許取得又は改造に要する経費として、それぞれ1件当たり10万円を限度に助成金を支給する。ただし、当該経費が10万円に満たないときは、その額とする。

(申請)

第5条 前条の助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運転免許取得又

は改造の前後6か月以内に、次に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(1) 運転免許取得の助成申請は、奄美市身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(2) 改造の助成申請は、奄美市身体障害者自動車改造費助成申請書(別記第2号様式)に改造を行う業者の見積書、改造箇所の図面及び運転免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、その旨を奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成決定(却下)通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(変更及び中止)

第7条 前条の規定により助成金の支給決定の通知を受けた者(以下「決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は助成金の受給を中止しようとするときは、奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成変更(中止)届(別記第4号様式)により、速やかに、市長に届け出なければならない。

(完了届)

第8条 決定者は、運転免許取得又は改造が完了したときは、次に定めるところにより完了した旨の届出をしなければならない。

(1) 運転免許取得の完了報告は、奄美市身体障害者自動車運転免許取得届・助成金振込依頼書(別記第5号様式)に運転免許証の写し及び所要経費を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 改造の完了報告は、奄美市身体障害者自動車改造完了届・助成金振込依頼書(別記第6号様式)に改造箇所の図面、自動車検査証の写し及び所要経費を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の支給及び返還)

第9条 市長は、前条の届出に基づき、提出書類の審査を行い、適正と認められるときは、決定者が指定する金融機関の口座に振込みの方法により助成金を支給するものとする。

2 市長は、決定者が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき又は助成金を事業の目的以外に使用したと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第8条関係）